

奈良県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、疋田
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 宮崎 孝治

葛城市疋田五二二七一四

理事 西川 正哲

五五

監事 瀬山 雅英

五一〇

監事 村田 浩明

五〇五

監事 吉村 雅由

四二七

監事 石田 勝則

四二二一一

監事 岡島 俊夫

一四五一一六

監事 奥本 保

一二三

理事 西川 清勝

葛城市疋田一一三

理事 西川 和男

五〇〇一三

監事 吉川 元清

五三三・五四

監事 山本 榎征

一〇八

監事 酒井 亮

六三三一二

監事 土庫 裕司

四八八

監事 宮崎 孝治

二一一一三

監事 吉村 明

五二七一四

監事 村田 浩明

五〇五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉川 雅則

四〇八一二

監事 村田 眞文

二〇〇一一

監事 岡島 俊夫

一四五一一六

監事 奥本 保

一二三

理事 西川 佳嗣

四二二一一

監事 西川 勝康

五三三・五四

監事 吉川 元清

一〇八

監事 山本 榎征

六三三一二

監事 酒井 亮

四八八

監事 土庫 裕司

二四一ー四

監事 宮崎 孝治

五二七一四